

第4回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年8月19日（火曜日） 午後1時～

2 場 所

岡山市北区下石井2-6-41

ピュアリティまきび 2階会議室白鳥

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 3人

4 主な審議事項

（1）岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

（1）事務局より消費者物価指数にかかる資料説明が行われた。

（2）岡山県最低賃金額審議

ア 岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回と同じ73円を提示する。

物価水準の上昇要因を重視すべき。食料及びエネルギーの寄与度が全体の7割を占めている。岡山の2025年の食料の物価上昇率は全国を上回っている。また、他局の状況を見ても地域間格差・額差を考えなければならない。

これらのことから、現状で提示額を下げる状況にはない。

発効日についてもすでに例年より遅れる状況にある。早い段階で発効すべき。

【使用者側の意見要旨】

前回と同じ48円を提示する。

賃上げ上昇の流れを踏まえることは理解する。ただ、連年による賃上げのなかで、現実的に給与支払い能力はない。特に零細企業においては深刻な問題である。

地域別最低賃金は地域で決めるべきもの、中央の目安に影響を受けるものでは

ない。

引上げ額 48 円でも影響率は非常に高くなる。

イ 公益から、今後の進め方について労使双方に再度協議を促したところこれを了承、各側打ち合わせ後、二者協議が行われた。

【労働者側の意見要旨】

引上げ額 71 円（前回△ 2 円）を再提示する。

連合岡山集計における 300 人未満の中小組合の春季生活改善闘争妥結額を考慮し、時間額に換算すれば 72 円となる。

さらに歩み寄りの姿勢が必要なことは理解しマイナス 1 円とする。

【使用者側の意見要旨】

引上げ額 58 円（+10 円）を再提示する。

影響率を重視する。58 円であれば 24.79%にもなる。

どこかで歩み寄り決着しなければならないことを理解した上で、これが上限である。

（3）公益から、労使委員に対して労使協議の実施について打診、これを労使委員が了承、労使協議が行われたが、議論は平行線との報告が行われた。

これ以上の金額提示は難しく、持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

（4）その他

特になし。

6 配布資料

- ・消費者物価指数の対前年上昇率の推移